

平成27年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成27年3月2日（月曜日）午前9時15分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の所信表明
- 日程第5 第1号議案 幸田町監査委員の選任について
第20号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第6号）
第21号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）
第22号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第23号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第24号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第25号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第26号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
第27号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 第2号議案 幸田町職員定数条例等の一部改正について
第3号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第4号議案 幸田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第6号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
第7号議案 幸田町行政手続条例の一部改正について
第8号議案 幸田町税条例の一部改正について
第9号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の制定について
第10号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第11号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第12号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第13号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
第14号議案 幸田町介護保険条例等の一部改正について
第15号議案 幸田町いじめ防止対策委員会及び幸田町いじめ問題調査委員会条例の制定について
第16号議案 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について
第17号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

- 第18号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第19号議案 町道路線の認定について
- 第28号議案 平成27年度幸田町一般会計予算
- 第29号議案 平成27年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第30号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第31号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第32号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第33号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
- 第34号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
- 第35号議案 平成27年度幸田町下水道事業特別会計予算
- 第36号議案 平成27年度幸田町水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 池田久男君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 浅井武光君 |
| 16番 大嶽弘君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------------|--------|---------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 企画部長 | 大竹広行君 | 総務部長 | 小野浩史君 |
| 住民こども部長 | 桐戸博康君 | 健康福祉部長 | 鈴木司君 |
| 環境経済部長 | 清水宏君 | 建設部長 | 近藤学君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 教育部長 | 春日井輝彦君 |
| 消防長 | 山本正義君 | 消防次長兼 消防署長 | 壁谷弘志君 |
| 会計管理者兼 出納室長 | 牧野洋司君 | | |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

- 事務局長 山本忠志君
-

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、表彰状の伝達と町長から感謝状贈呈を行います。

去る2月6日、全国町村議会議長会第66回定期総会において、13番丸山千代子議員が町議会議員として通算27年以上在職し、地域の振興発展など功労があったことにより、全国町村議会議長会会長表彰を受賞されました。ただいまからその伝達を行います。

丸山議員、発言台前までお願いします。

〔13番 丸山千代子君 発言台へ〕

○議長（大嶽 弘君） 表彰状

愛知県幸田町 丸山千代子 殿

あなたは町村議会議員として、永年にわたり、地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日

全国町村議会議長会会長 蓬 清二

代読。おめでとうございます。（拍手）

〔13番 丸山千代子君 自席へ〕

○議長（大嶽 弘君） 続きまして、この受賞に対し町長から感謝状が贈呈されます。

丸山議員、発言台前まで再度お願いします。

〔13番 丸山千代子君 発言台へ〕

○町長（大須賀一誠君） 感謝状

幸田町議会議員 丸山千代子様。

あなたは多年にわたり、幸田町議会議員として町政の発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに多大であります。

よって、ここに感謝の意を表します。

平成27年3月2日

幸田町町長 大須賀 一誠

おめでとうございます。（拍手）

〔13番 丸山千代子君 自席へ〕

○議長（大嶽 弘君） ここに、丸山議員が町議会議員として長年にわたり在職され、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められ全国町村議会議長会表彰を受けられたことに対し、議会を代表して心からお祝い申し上げます。長年の御苦勞に対しまして深く敬意を表したいと存じます。

どうか丸山議員におかれましては、ますます御自愛の上、一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げます、お祝いの言葉をさせていただきます。

続きまして、町長からお祝いの言葉をいただきます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） ただいま議長から丸山議員に対しまして祝辞が述べられました。

私からも一言お祝いを申し上げたいと存じます。

丸山議員におかれましては、去る2月6日に全国町村議会議長会第66回定期総会におかれまして、自治功労者表彰を受賞されました。昭和58年に初当選され、通算27年有余にわたり、幸田町の町政発展に住民福祉の向上に御尽力をいただきました。心から敬意を表するとともに感謝を申し上げたいと存じます。今後とも健康にくれぐれも御留意のされ、ますますの御活躍をお祈りいたします。お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、まことにめでたうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで13番、丸山千代子議員から発言の申し出がありましたので、これを許します。

13番、丸山議員。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） このたびの表彰と、また感謝状本当にありがとうございます。このたびの受賞も町民の皆さんの御支援と、また町関係者の御協力のたまものと思っております。また、同時に、議員の皆さんの御協力も本当に感謝しております。

私は、日本共産党の議員として党員とともに住民の皆さんの暮らしやすいまちづくりを目指して、信念を曲げずに頑張っておりまいた。これからも初心を忘れず住みやすいまちづくりを目指して、さらに頑張っておりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 以上で、表彰状の伝達、感謝状の贈呈を終わります。

改めまして、皆さんおはようございます。

議員各位には、公私とも御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。

平成27年第1回幸田町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は平成27年度当初予算を初めとする36件の議案の審議をいただく重要な議会であります。

町民福祉向上のための議論を深め、町民の思い、民意が反映されますよう十分な審議を願うものであります。

議員各位には、議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ここで、お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

ここで、定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

朝夕の寒さはまだまだ続いていますが、弥生3月となり見事に春めいてまいりました。学び舎では別れの月ともなっております。また、町民の皆さんが楽しみにしています桜も中央公園の葵桜に始まり、ソメイヨシノの幸田文化公園のしだれ桜と咲いてまいります。

さて、本日ここに平成27年第1回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には公私とも大変お忙しい中、しかも早朝より御出席いただき、まことにありがとうございます。

議員各位におかれましては、町政発展、住民福祉の向上のために御尽力をいただいておりますこと、また行政運営の面においても御指導、御高配を賜っており、改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は、平成27年度当初予算を初め、全部で36件の議案をお願いするものでございます。

幸田町監査委員の選任に関する人事案件1件、平成26年度補正予算関係につきましては一般会計を初め8件で、その大部分は予算執行を十分精査した上での年度末整理が中心となっております。このほか、単行議案18件、当初予算は一般会計を初め9件でございます。後ほど、施政方針と予算の大要を述べ、町政運営につきましてもの考え方をお示ししてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、6名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上、時期を得た重要な質問ばかりでございますので、真摯に受けとめ誠意をもって対応させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、2点報告をさせていただきます。

1点目は、国道248号萩、仲田地下道の通行どめに関する件でございます。本日、お手元に配付をいたしましたとおり、アンダー部分の老朽化に伴い本日3月2日から約1年間補修のため通行どめとなります。小学校等関係機関への周知を行っておりますので、よろしくお願いをいたします。

2点目は、3月21日の土曜日でございますが、幸田町中央公民館ホールにて幸田町男女共同参画講演会、「女性が元気に働き続けられる愛知をめざして」と題しまして、講師は愛知県副知事の吉本明子氏でございます。参加費は無料でございますが、申し込みは企画政策課へお願いをいたします。なお、この講演会は昨年10月に台風の影響で中止となりまして、改めて開会するものでございます。ぜひ皆様の御出席をお願いいたします。

以上、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

第1号議案 幸田町監査委員の選任について、選任同意をお願いさせていただきます。監査委員の氏名を整えさせていただきました議案及び議案関係資料並びに平成27年度予算の対応と施政方針を、本日お手元のほうに配付をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

また、平成27年度予算書及び説明書におきまして2カ所誤りがございました。内容は正誤表にて記載をさせていただきましたが、一般会計歳出のうち総務費、統計調査費の説明欄及び介護保険特別会計におきます歳出、介護予防事業費の説明欄中に字句等を誤って記載をいたしました。内容精査が至らなかったことにつきましておわびを申し上げ、訂正をお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

また、総務委員協議会におきます資料正誤表及び産業建設委員協議会におきまして要求をいただきました資料と、国道248号萩、仲田地下道通行止めのお知らせにつきましてお手元のほうに配付をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成27年第1回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時14分

○議長（大嶽 弘君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時15分

○議長（大嶽 弘君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を9番 水野千代子君、10番 夏目一成君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日3月2日から3月26日までの25日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月2日から3月26日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査10月分、11月分、12月分の3件と、定期監査5件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に印刷配付のとおり陳情1件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第1号1件を文教福祉委員会に付託いたします。

次に、平成26年度幸田町教育委員会施策に対する評価につきましては、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（大嶽 弘君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、平成27年度予算の大要と施政方針という中で、1ページから順に御説明を申し上げますので、ひとつよろしく願います。

平成27年度予算の大要と施政方針、平成27年3月2日、幸田町長 大須賀一誠。

愛と幸せのある、安心して暮らせる町を目指して、未来に向けた魅力あるまちへの計画づくり。

本日、平成27年第1回幸田町議会定例会の開催に当たり、新年度予算及び諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、社会経済情勢は、アベノミクスなどの経済対策により、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率が引き上げられた影響もあり、個人消費等に弱さがみられる状況となっています。本町におきましても、町民税・固定資産税など、町税全体では前年度比1.3%増の84億7,000万円と見込み、平成27年度当初予算を編成いたしました。

このような情勢ではありますが、本町の行財政運営にあたっては、防災・安全対策と将来を見据えた計画づくりを重点施策と位置づけ、子育て支援や教育などの施策にも配慮し、また夢のあるまちづくりのために駅前や3地区の都市基盤整備など積極的に取り組んでまいります。また、将来に向け、第6次幸田町総合計画などの各種計画の策定や、公共施設等総合管理計画など各施設の長寿命化計画・修繕計画の策定を行うなど行政改革に努め、持続可能な財政運営を図ってまいります。

新年度予算は、このような認識のもと「愛と幸せのある安心して暮らせるまちを目指して」をキーワードといたしまして、予算編成に当たりました。

「未来に向けた魅力あるまちへの計画づくり」に向け、笑顔のあふれるハッピーランドとなるような町の将来展望に立ち、可能な限りその負託に応えるべく配慮いたしました。

ここで、新年度の予算の概要につきまして、触れさせていただきます。

平成27年度当初予算案の概要でございます。

まず、1 予算の規模であります。平成27年度当初予算の規模は、一般会計及び7つの特別会計並びに企業会計を合わせて225億1,433万円となり、前年度に対しまして12億865万円、5.7%増となっております。

一般会計につきましては、総額137億9,000万円（対前年度比5.1%増）といたしました。その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、総額2,280万円（同22.7%減）といたしました。用地の先行取得費が歳出の主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の大幅増を見込み、総額36億9,076万円（同16.9%増）といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込み、総額3億1,167万円（同4.9%増）といたしました。

介護保険特別会計につきましては、介護サービス給付費等の増を見込み、総額17億4,475万円（同2.6%増）といたしました。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計につきましては、事業の計画的推進をしているところ、県道など道路等整備工事費の増により、総額3億6,972万円（同14.6%増）といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、全13地区の各施設などの維持管理及び町債の償還に要する経費が主なもので、総額3億8,859万円（同0.9%増）といたしました。

下水道事業特別会計につきましては、施設の維持管理及び汚水処理に要する費用並びに町債の償還が主なもので、2地区の土地区画整理地内の整備等により、総額7億5,556万円（同3.1%減）といたしました。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては、7億2,861万円（同8.6%減）、また資本的支出にあつては、永野ポンプ場更新工事や区画整理関連工事などにより7億1,189万円（同0.6%減）といたしました。

2番目に一般会計歳入でございます。

一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、前年度比1.3%増の84億7,866万円といたしました。

その内訳といたしましては、個人町民税につきましては、納税義務者数の増加及び給与所得の伸びなどにより対前年度9,400万円（同4.1%増）の増といたしました。また、法人につきましては、地方法人税の創設による一部国税化の影響もありますが、自動車関連企業を始めとした企業業績を見込んで、6,040万円（同4.9%増）の増とし、町民税総額を36億9,060万円、対前年度1億5,440万円（同4.4%増）の増といたしました。

固定資産税につきましては、土地分は評価替えによる増、家屋分は区画整理地内の新築住宅増はあるものの、評価替えによる減価の影響から減となり、償却資産分につきましては若干の伸びはありますが依然厳しい状況であり、固定資産税総額を41億3,996万円、対前年度3,594万円（同0.9%減）の減といたしました。

軽自動車税につきましては、引き続き販売好調と見込んで7,650万円とし、たばこ税につきましては、健康志向の高まりによる売上本数の減少に伴い対前年度600万円減の2億7,900万円といたしました。

入湯税につきましては、利用客が減少傾向であることから、若干の減を見込み360万円とし、都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により対前年度400万円減の2億8,900万円といたしました。

地方譲与税につきましては1億2,500万円、利子割交付金につきましては1,500万円とそれぞれほぼ前年度並みを見込み、配当割交付金につきましては、上場企業の業績回復により対前年度1,400万円増の4,400万円、株式等譲渡所得割交付金につきましては、ほぼ前年度並みの700万円と見込みました。

地方消費税交付金につきましては、消費税の税率が8%になったことから、対前年度2億6,000万円の大幅増の6億8,000万円と見込みました。ゴルフ場利用税交付金につきましては、ほぼ前年度並みの2,100万円とし、自動車取得税交付金につきましては、税制改正により、自動車取得税のエコカー減税の対象基準が見直され、減税の内容が縮小されたことから、対前年度1,000万円増の4,200万円、地方特例交付金は前年と同額の3,300万円といたしました。

地方交付税につきましては、引き続き不交付団体と見込み、特別交付税は科目維持といたしました。交通安全対策特別交付金は、実績を考慮し対前年度100万円減の500万円といたしました。

分担金・負担金につきましては、園児数の増加による保育料保護者負担金の増などにより、総額2億2,364万円（同13.2%増）としました。また、公営住宅や公共駐車場などに係る使用料・手数料につきましては、保育所私的契約児施設使用料の減と、一般廃棄物収集・処分手数料の増などにより、ほぼ前年度並みの2億2,009万円といたしました。

国庫支出金につきましては、児童手当負担金や臨時福祉給付金給付事業費補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、野場横落線整備などに対する社会資本整備総合交付金などにより国庫支出金の総額は、10億4,793万円（同0.6%減）とし、県支出金につきましては、農地多面的機能支払交付金や中学校への太陽光発電システム等設置に係る再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金などにより総額7億4,921万円（同15.0%増）といたしました。

財産収入につきましては、基金利子が主なもので、総額2,307万円（同24.2%増）といたしました。

寄附金につきましては、科目維持といたしました。

繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するために、主に基金財源で補填することといたします。全体の財源調整として財政調整基金からの繰り入れを行い、総

額11億2,521万円(同0.2%増)といたしました。

繰越金につきましては、前年度同様3億円といたしました。

諸収入につきましては、小中学校給食費が主な収入で、総額4億8,017万円(同6.4%増)といたしました。

町債につきましては、消防救急無線デジタル化整備事業に1億7,000万円(同325.0%増)といたしました。

次に、3番といたしまして一般会計の歳出でございます。

義務的経費(人件費・扶助費・公償費)につきましては、町民会館、図書館の建設事業債や減税補てん債の償還完了による公償費の減により、1億5,344万円減(同2.4%減)の総額62億931万円であります。

投資的経費(普通建設事業費・災害復旧費)につきましては、3億4,803万円増(同42.2%増)の総額11億7,296万円であります。普通建設事業の主なものといたしましては、消防救急無線デジタル化整備事業、深溝里地区外道水路整備事業、幸田中学校・南部中学校太陽光発電設備設置事業、道路新設改良事業(野場横落線、長嶺1号線等)であります。

その他の物件費・維持補修費・補助費などの経費の合計は、4億7,540万円増(同8.1%増)の総額63億7,774万円であります。増加した主な要因は、物件費において、社会保障・税番号制度システム対応や基幹系業務システムの再構築等による大幅な増、維持補修費では町民会館等の修繕、また国保・介護等の特別会計への繰出金の増加によるものでございます。

以上が平成27年度一般会計予算の概要でございます。

それでは、続きまして、6ページの施政方針にまいります。

改めまして、町政2期目を担当させていただき、初めての予算を編成するに当たりまして、私の施政方針を申し述べ、町民の皆様及び議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

景気は緩やかな回復基調を続けていますが、町民税・固定資産税など大幅な伸びは見込めない状況となっており、重点施策を中心に、後年度負担を配慮し選択と集中の視点に立ち、行政運営を進めるとともに、職員の資質向上を図り、町民の皆様への御意見や御要望にお応えしてまいります。

このような状況ではありますが、新年度においても、安全で快適な生活環境づくりと、子育てなど住民が安心して暮らせる町の実現を最重点とし、また、まちづくりの基本指針であります第5次総合計画に掲げる6本の柱を中心に「夢のある心のかよう活力あるまち」、「人と自然を大切にす緑住文化都市」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

第1に、安全で快適な都市の基盤・生活の環境づくりであります。

安全・安心施策につきましては、防災・減災対策に万全を期し、災害に強いまちづくりに向け、自主防災組織の防災力向上と住民一人一人の防災意識の高揚をさらに図るとともに、巨大地震がいつ起きてもおかしくない今、荻谷小学校体育館つり天井耐震化工事や幸田中学校・南部中学校への太陽光発電施設設置など、基幹避難所の整備に努める

とともに、民間木造住宅耐震改修費補助を始めとした耐震化促進に向けた各種の補助制度を推進し、被害を最小限に抑えてまいります。都市公園につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、老朽化している公園施設の改修・更新に取り組み、永野公園のトイレ改修についても検討を行います。

交通・防犯対策につきましては、「幸田町地域安全ステーション」を交通・防犯の活動拠点とし、警察、地域、学校、自主防犯組織との連携強化を図り、交通事故防止と犯罪抑止のネットワーク体制の強化に取り組んでまいります。交通安全啓発活動による交通事故防止と防犯カメラの設置による犯罪抑止を図るとともに、防犯灯につきましては、リース事業によるLED化の促進を図ってまいります。道路の安全対策につきましては、WEBカメラの設置により鉄道アンダー交差部の道路冠水状況をいち早く情報提供を行い、また、道路交通の危険箇所での注意を促す電光掲示板を設置するなど、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

コミュニティバス（えこたんバス）につきましては、誰もが気楽に利用できる移動手段として、子どもたちのためのスクールタイムバスとして、引き続き日常生活の中において重要な足となるよう、名鉄バス運行廃止に伴う新たなバス停を追加し、若干のルート変更も行い、利用サービスのさらなる向上に努めてまいります。

便利で快適な生活をする上で道路・区画整理・上下水道などの生活基盤の整備充実は、まちづくりの基本となるものであります。道路橋梁整備につきましては、町道の拡幅改良や生活に密着した集落内道路の整備を重点的に実施します。舗装路面の性状調査に基づき、傷みの激しい路線・箇所を順次修繕を行ってまいります。また、道路橋梁定期点検を計画的に実施するとともに、橋梁修繕工事を進めてまいります。菱池遊水地につきましては、土地利用計画を引き続き策定してまいります。

土地区画整理事業につきましては、幸田駅前地区は、事業計画に基づき県道、区画道路整備及び建物移転に取り組み、また、岩堀・六栗・里の3地区につきましても、順次整備し都市基盤の整備を推進してまいります。

衛生的で、安心して住みたくなるまちづくりには、住環境の整備が重要で、上下水道の整備は欠かせないものであります。上水道につきましては、「安全」、「強じん」、「持続」、の観点から水道施設の耐震対策として、永野ポンプ場更新工事や重要給水拠点へのライフライン機能強化事業を行います。また、土地区画整理事業にあわせ、配水管布設などの水道施設整備を進めてまいります。公共下水道につきましては、北部処理分区及び、六栗・里の2地区の土地区画整理地内の整備を推進し、引き続き環境の保全と良好な住環境確保に取り組んでまいります。農業集落排水事業につきましては、農業集落排水処理場の機器整備を始めとして適正な維持管理に取り組んでまいります。

消防・救急の充実につきましては、現在、全国で消防救急無線のデジタル化が進行中であり、本町においても平成28年4月の運用開始を目標として準備を進めてまいります。また高齢化などの要因により、今後も救急需要は増加していくことが予想されます。救急隊員の養成及び資格取得による資質の向上、並びに専門教育の研修実施により火災・救助活動の技術の高度化に取り組んでまいります。また、住民とともに救命講習の普及及び啓発にも力を注ぎ救命率の向上や、防災拠点として燃料の確保にも取り組んで

まいります。引き続き、消防団の強化として第2分団第1部車庫兼詰所の移転計画を進めてまいります。

また、発生が懸念されている大規模災害に備えるため、避難所に指定されている南部中学校に防災備蓄倉庫を設置し、避難所に必要な防災資機材や避難所内での環境等の改善を図るための資機材を整備し、自主防災組織につきましては、引き続き補助事業の推進を図ってまいります。

第2に、環境と調和するまちづくり。

CO₂など温室効果ガスによる地球温暖化問題や不法投棄などによる生活環境等の悪化は、地球全体の課題であります。また、地域全体で取り組まなければならない課題となっております。

本町では、引き続き新エネルギーの積極的な活用の推進として太陽光発電システム等を町民の皆様が導入するための補助制度を継続し、新たに次世代自動車の普及推進として個人及び事業者に対し補助をしております。また、資源循環型社会を構築するために一層の廃棄物減量・資源化及びリサイクルを推進し、良好な生活環境保全を図ってまいります。

近年の市街化編入に伴う入り口増加、住民の定住志向の高まり、埋葬方法の多様化などにより墓地に対する要望が高まりつつあります。このため、墓地公園の基本構想を策定し、墓地整備のあり方を検討してまいります。

ソフト面につきましては、自然観察会や環境学習講座などの環境活動を通じて、子どもたちからお年寄りまで幅広く町民の皆様に自然の大切さや環境問題に対する意識の高揚を図ってまいります。

第3に、多様な産業が育つまちづくり。

近年の農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化が進み、経営は依然として厳しい情勢となっております。このような中で、農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組めるような支援を行うとともに、新たな農地集積事業として「農地中間管理事業」に取り組み、農地の効率的、有効的活用の支援をする一方、担い手育成に向けた貸農園と合わせた農業研修を開始するなど、町・生産者・JAなどが一体となって振興を図ってまいります。

特産物の販売促進につきましては、食育・地産地消事業、産業まつりなどを通じたPR活用やマスコミを活用した宣伝効果による販売促進及び町内購買力の向上を図るとともに、安全で安心な農産物の供給と収穫の支援についての仕組みづくりを検討するなど、産地ブランドの確保にも努めてまいります。特に、幸田町の主要農作物である「いちご」につきましては、集荷ラインの老朽化に加え、出荷資材の変化に対応するため、あいち三河農協が行う選果ラインの更新工事に対し補助を行い、出荷効率と作業者の労力軽減が図られるよう支援してまいります。

また、近年では特に地元の農産物・旬のものを地域で消費する地産地消の促進と特色ある農産物加工品の創出が注目されており、これまで以上に農業団体との連携や道の駅「筆柿の里・幸田」を活用して、より具体的な方策を検討してまいります。特に、筆柿の古木に注目し、古木の管理とともに宣伝アイテムの一つとして活用し、幸田町の特産

物の宣伝、販売促進を支援してまいります。

さらに、道の駅「筆柿の里・幸田」においては、各種イベントを開催し、町内外から訪れる方々に新鮮な農産物などを提供し、リピーターの増加を引き続き目指してまいります。

鳥獣害対策につきましては、今年度から国の補助事業であります「鳥獣被害防止総合対策」を地域組織の協力を得て実施します。なお、侵入防止対策補助やカラス等の捕獲などの事業についても引き続き実施してまいります。

農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や、営農の継続等を図る対策としての多面的機能支払交付金制度につきましては、引き続き実施をし、農業、農村環境の整備及び農業基盤の保全を図ります。

林業の振興につきましては、緑化推進を図るとともに、林道の維持補修の継続や林道一之小屋線の整備を進め、安心して作業のできる環境づくりも努めてまいります。

商工につきましては、中小企業の経営支援を図るため、小規模企業等振興資金原資の金融機関への預託や信用保証料補助を継続してまいります。幸田駅前につきましては、駅前再開発を契機として、商業の発展を図るべく、商業関連施設の整備推進を支援する一方、賑やかで活気あるまちづくりが図られるようイベント等を支援してまいります。

観光につきましては、道の駅「筆柿の里・幸田」や「彦左まつり・しだれ桜まつり・大井池桜まつり」、また「あじさいまつり」などイベント事業の宣伝などにより誘客に努めてまいります。また、三ヶ根駅前休憩所のトイレ改修等を行い利便性の向上を図ります。

企業立地につきましては、平成25年度に策定いたしました企業立地マスタープランの推進や、プレステージレクチャーズーものづくり日本講演会一に継続して取り組むとともに、新たに実施する幸田ものづくり研究センター事業を通して、企業の経営改善指導及び創業等に係るものづくり、人材の育成支援を進めてまいります。また、工業団地の開発に向けた調査を行い、積極的に企業誘致に努め、地域の特性を生かした新産業と雇用の創出を目指してまいります。

第4に、健康・福祉のまちづくり。

健康のまち推進事業につきましては、平成25年度に策定しました「第2次健康こうた21計画」の実践を進め、子ども・働きざかり・熟年期までの町民の健康づくりの推進と安心して子育てができるための支援の充実に取り組んでまいります。

予防接種事業につきましては、子どもや高齢者の予防接種の実施と、引き続き高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種助成、風疹対策事業として抗体検査、ワクチン接種に対する補助を行ってまいります。また、新型インフルエンザ等対策として、蔓延防止のための準備を進めてまいります。

健康増進事業として、人間ドック・住民健診やがん検診を推進し、引き続き女性特有のがん検診の受診勧奨に力を入れてまいります。

母子保健事業につきましては、赤ちゃん訪問員や専門職による訪問事業や妊婦健診・乳幼児健診の実施、一般不妊治療に対する助成等を継続的に進めてまいります。

児童福祉につきましては、まずは子どもの命と安穏な生活を保障すべく、児童虐待の

予防と対応に努めてまいります。また、平成27年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」に対応すべく、「幸田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種事業に取り組んでいきます。特に、各保育園における就学前児童の受け入れ及び幸田第3児童クラブの新設等児童クラブにおける放課後児童の受け入れを拡充することにより、共働き家庭の子育てを支援してまいります。それに加え、民間の就学前教育及び保育施設の奨励・支援及び誘致に努め、町立保育園の民営化や安心安全な子どもの居場所づくりとしての児童館の建設等についても調査・研究してまいります。子育て家庭に対する経済的な支援といたしましては、私立幼稚園入園料補助金及び就園奨励費補助金、児童手当等の交付・支給に加え、規模縮小での実施にはなりますが平成26年度に引き続き、国の「子育て世帯臨時特例給付金」の給付に取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいがあってもその人の持つ能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らすことのできる地域社会の実現が必要です。障害者総合支援法による障害福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、さまざまな課題を抱える障がい者に対する的確な対応と支援を図るため、障がい者相談支援事業を継続してまいります。さらに、身体障害者手帳の交付対象とならない「軽度・中等度の難聴児補聴器購入助成制度」に新たに取り組みます。

高齢者福祉につきましては、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護保険事業計画に基づき介護予防事業などの充実や新しい総合事業への対応推進に努めるとともに、介護保険の対象とならない高齢者の在宅サービスや在宅で介護されている方たちの負担軽減を図るため、紙おむつや在宅介護手当の支給についても継続してまいります。福祉医療につきましては、中学校卒業までの子ども医療費の無料化の継続や、母子家庭等、障がい者、後期高齢者の福祉医療による給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう引き続き努めてまいります。

第5に、地域文化・人づくり。

学校教育につきましては、「生きる力」を育み、心身ともに健やかな児童・生徒の育成を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、学校づくりを進めてまいります。「日本語指導、少人数指導、通級指導、並びに、学級補助嘱託教員」、「母国語対応支援員」、「特別支援介助員」、「理科支援員」といった従来の施策を継続、充実させ、子どもたちの基礎学習の充実を図るとともに、一人一人の実態に合わせたきめ細やかな対応に努めてまいります。

また英語教育の充実にも積極的に取り組み、保育園の英語あそび事業の拡充や外国人英語講師の増員、教員の英語授業研修を行うとともに、引き続き、中学生の海外派遣により国際交流を深めてまいります。

学校施設の整備につきましては、幸田小学校校舎外壁補修実施設計・ガラスへの飛散防止フィルム貼り・体育館天井耐震化により地震対策を進めるとともに、トイレ改修工事、学校図書館空調設備設置、太陽光発電設備設置などの環境整備にも順次取り組み、あわせ、今後予想される北部地区の急激な児童・生徒数増加に対応するため、計画的な学校施設整備を図ってまいります。

また、コンピュータ室機器更新、理科教材購入など、備品整備も継続し、よりよい学

習環境を整えてまいります。

給食センターの運営につきましては、地元農産物の活用の推進、アレルギー対応給食メニューの検討、より高い衛生管理の実施により、安全安心でおいしい給食を提供できるよう努めてまいります。

生涯学習につきましては、各種講座の開催や学習に関する情報の提供、活動場所の整備を行うとともに、学ぶ喜び、成長する喜びが広がるよう努めてまいります。乳幼児から高齢者までのあらゆる世代の学習意欲を高め、その意欲に応え、健康で心豊かに生きがいのある人生を送り、夢と活気にあふれる地域社会の原動力となるよう事業を推進してまいります。

「心豊かで笑いと楽しさあふれる町づくり運動」を推進するライフサークル事業につきましては、年々盛り上がりを増している「こうた夏まつり・こうた凧揚げまつり」を中心に、町民相互の親睦を深められるよう努めてまいります。町民のふれあいの場、生涯学習の拠点となる社会教育施設につきましては、快適で安心して利用できる施設となるよう、文化広場希望の塔の改修工事をはじめ、各施設の整備を図ってまいります。

文化財の保護活用につきましては、所有者との連携を強めながら、町内文化財の保護に努めてまいります。国指定史跡島原藩主深溝松平家墓所の整備事業を進めていくとともに、歴史的に深いつながりのある島原市や福知山市、豊後高田市などとの歴史と文化の友好交流を積極的に進めてまいります。

文化・生涯学習の拠点でありますハッピーネス・ヒル・幸田と中央公民館を中心として文化・生涯学習に関する諸施策の推進を図るとともに、町民会館の大規模修繕に向け改修計画の策定などに取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、体育協会、スポーツ推進委員、地区スポーツリーダーとの連携を図り、町民大運動会や新春駅伝・ファミリージョギング大会などを開催し、住民がスポーツを通して地域のきずなを深め、心と体の健康増進のできる機会づくりに努めてまいります。また各地域コミュニティで行われるスポーツ活動の支援やスポーツ指導者の発掘・育成にも努力してまいります。

また、ものづくりのまちとして子どもたちが楽しく学び、豊かな創造力を育めるよう、少年少女発明クラブへの補助を引き続き行い、本町の将来を担う子どもたちの育成に力を注いでまいります。

第6に、健全な行財政による確かなまちづくり。

町民に最適な行政サービスを提供し続けるためには、将来にわたり健全な財政を堅持しなければなりません。そのためには、限られた財源と資産を有効に活用し、住民の目線に立ち、バランスのとれた行政運営を目指してまいります。

普通建設事業につきましては、その指針となる第5次総合計画が最終年度となりますが、第6次総合計画の策定とあわせ、財源やその必要性・緊急性などを考慮し「実施計画」を見直し、各種事業の実施に当たっては、極力補助金などの財源を確保し、選択的・重点的に取り組んでまいります。

地方債の活用につきましては、プライマリーバランスを堅持し、将来に大きな負担とならないよう計画的に発行してまいります。また、収入に対する借金返済の割合である

実質公債費比率につきましては、平成25年度決算において昨年度に引き続き県内54市町村中ワースト7に位置しており、今後も公債費の減少に取り組み、一般財源の確保を図り、持続可能な財政構造の実現を目指してまいります。

さらに、幸田町公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の長寿命化や適正な管理運営に努めるとともに、幸田駅西第2駐車場の借地解消や借地料の減額を図るなど、積極的に将来の財政負担の軽減に努めてまいります。

人員配置につきましては、重点分野に対しては優先配置をしつつ、多種多様化する行政需要に対処すべく、職員一人一人の資質向上を図り、最大の効果が得られるよう努めてまいります。

新電力からの電力調達につきましては、積極的に推進し、本年度も新たな施設を加え、公共施設のさらなる経費削減に努めてまいります。

情報公開につきましては、行政情報を迅速かつ正確に町民に提供し、町民の理解を深め、行政の説明責任を果たし透明性を確保してまいります。

また、町民の皆様に質の高い行政サービスを提供し、事務運営の効率化を図るために、電算システムの再構築や改修に取り組んでまいります。

行政改革につきましては、第11次行政改革大綱に基づき、行財政の効率的かつ合理的運営に取り組むとともに、住民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

広域行政につきましては、消防指令業務の共同運用を始め、近隣市と積極的に協力体制を整え、事務事業の推進状況及び事業効果を見きわめつつ、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めるとともに、深溝松平家ゆかりの関係市との交流を深めてまいります。

本年度は、第5次総合計画の最終年度であり、第6次総合計画への橋わたしとなる大事な年度と捉えております。

以上、予算の大要と施政方針につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。本町の行財政運営につきましては、限られた財源と資産を有効活用し、将来にわたって持続可能なまちづくりに取り組み、「第5次総合計画」及び「実施計画」に基づき、町民目線に立ったまちづくりを進めてまいります。その諸施策の実現に当たりましては、安全で快適な生活環境づくりと子育てなど住民が安心して暮らせるまちを目指し、全職員一丸となって取り組んでまいりる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、本定例会に御提案させていただきます全ての議案が円滑に審議されまして、御可決承認賜りますようお願い申し上げます、平成27年度の予算の大要と施政方針といたします。よろしくお願いたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 町長の施政方針は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時16分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5

○議長（大嶽 弘君） 日程第5、第1号議案及び第20号議案から第27号議案までの9件を一括議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書の1ページ、第1号議案 幸田町監査委員の選任についてでございます。

提案理由といたしましては、羽根渕保博委員の任期満了に伴いまして、選任する必要があるからでございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

羽根渕委員の任期は平成27年3月31日でございます。今回、新しい委員として選任の御同意をお願いするのは、山下 力氏でございます。幸田町大字大草字本田42番地、昭和24年4月18日生まれであります。

山下 力氏につきましては、昭和47年に東京国税局に奉職し、平成21年に名古屋国税局を辞職されるまでの37年間余りの税務部門における行政経験と、税理士事務所を開業され、現在も税理士事務所を営まれ、平成23年から平成25年までは幸田町固定資産評価審査委員、平成26年度は大草区長を歴任されており、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し識見を有する方として最適任者とし提案させていただくものであります。何とぞ御同意賜りますようお願いいたします。

なお、議案関係資料は1ページから3ページでございますので、御参照いただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、それでは補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。別冊となっております「補正予算関係」をごらんいただきたいと存じます。

初めに、第20号議案平成26年度幸田町一般会計補正予算（第6号）についてであります。補正予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億4,133万8,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ134億8,686万9,000円とするものであります。

それでは、主な補正内容を説明させていただきます。

まず歳入につきましてでございます。

補正予算説明書8ページをごらんいただきたいと存じます。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金を、園児数の増加により追加し、50款使用料及び手数料につきましては、保育所私的契約児施設使用料及び公共駐車場使用料を事業精査により減額するものであります。

55款国庫支出金と60款県支出金につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金、障害福祉サービス費等負担金、児童手当負担金や社会資本整備総合交付金など、歳

出の事業費決算見込み等による予算の調整が主なものとなっております。

10ページをごらんいただきたいと存じます。

県支出金につきましては、飛散防止フィルム貼り業務に対する南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金を追加するものであります。

65款財産収入につきましては、県道芦谷蒲郡線街路改良に伴う町有地売り払いにより、土地売払金を追加するものであります。

75款繰入金につきましては、土地取得特別会計繰入金を追加し、財政調整基金からの繰り入れを減額し全体を調整するものであります。

85款諸収入につきましては、前年度の精算として後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算金と補助率変更に伴う補助金の増額分として後期高齢者医療健康増進事業補助金を追加し、蒲郡市幸田町衛生組合返還金は組合市町の負担金の確定により新規計上するものでございます。

次に12ページをごらんいただきたいと存じます。

派遣職員事業負担金及び愛知県町村会東日本大震災被災地職員派遣助成交付金は、職員の南三陸町派遣に伴い新規計上するものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。

続きまして、歳出につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書14ページから23ページとなりますが、決算を見込んだ予算の整理となっております、主なものにつきまして、順次御説明をさせていただきます。

まず、各款にわたりまして人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動に伴う減額が主なもので、詳細につきましては、24ページの給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、15款総務費につきましては、人件費の調整が主なものでありまして、総務管理費におきましては、昨年12月7日開催予定でありました男女共同参画社会テーマイベントが、講師の中島啓江さんが亡くなられ中止になったその負担金を減額しまして、選挙費におきまして、昨年8月3日執行の町長選挙が無投票であったことに伴い幸田町長選挙執行事業を減額するものでございます。

次に、16ページをごらんいただきたいと存じます。

20款の民生費につきましては、社会福祉におきまして障害者福祉事業で障がい児通所給付費の児童発達支援利用者数が、20名弱から30名程度に増加したことによる追加、国民健康保険特別会計の事業費決算見込み等による繰出金の調整をするものであります。

児童福祉費におきましては、児童手当の支給対象児童数の見込みの精査により児童手当を減額、保育園管理一般事業で雇用人員の減による嘱託保育士報酬を減額し、利用希望者の増加に伴う幸田小学校への幸田第3児童クラブ開設に伴い需用費と備品購入費を追加するものであります。

次に、18ページをお願いいたします。

25款衛生費につきましては、入札等による工事費の減により保健センター設備工事費を減額するものであります。

次に、30款労働費につきましては、交付額が決算額を超過していたことにより緊急雇用創出事業基金事業補助金を返納するため追加するものであります。

次に、35款農林水産業費につきましては、農業費におきまして、予定事業について補助を受けることができなかつたため経営体育成支援事業補助金の減額と、20ページをまたごらんいただきたいと思ひますけれども、農業集落排水事業特別会計の事業費決算見込み等による繰出金を調整するものであります。

次に、45款土木費につきましては、道路橋梁費におきまして、社会資本整備総合交付金の減額により野場横落線事業費の物件移転等補償費を減額し、都市計画費においては、国庫補助金減額に伴う事業費減額による幸田駅前土地区画整理事業特別会計への繰出金の減額と、汚水処理費負担金等の減額により下水道事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

続きまして、住宅費におきまして、耐震改修費等補助金を耐震改修工事補助件数等の実績が見込みを下回り、20件から8件となったことにより減額するものであります。

次に、22ページをごらんいただきたいと思ひます。

50款消費費につきましては人件費の調整、55款教育費につきましては、財源更正によるものであります。

以上が第20号議案平成26年度幸田町一般会計補正予算（第6号）の概要であります。

次に、特別会計につきましては、御説明させていただきます。

第21号議案平成26年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）でございます。補正予算書の25ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ590万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ8,147万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書32ページをごらんいただきたいと存じます。

芦谷字幸田地内の土地売り払いにより財産収入を追加するものでございます。

歳出につきましては、補正予算説明書34ページであります。

歳入の増額に伴い、一般会計繰出金を同額追加するものでございます。

次に、第22号議案平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書37ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ、863万3,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ32億9,562万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、補正予算説明書44ページをごらんいただきたいと存じます。

高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金及び繰入金につきましては、歳出における事業費の確定等による調整を行うものでございます。

歳出につきましては、補正予算説明書46ページをお願いいたします。

保険給付費につきましては、療養費等の給付状況等から決算に向けて調整するものでございます。

共同事業拠出金につきましては、本年度の支払額の確定により、減額するものでございます。

48ページをごらんいただきたいと存じます。

基金積立金につきましては、財政調整基金積立金の減額で全体の調整をするものでございます。

次に、第23号議案平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書51ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億771万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、補正予算説明書58ページをごらんいただきたいと存じます。

後期高齢者医療保険料につきましては、実績見込みに応じ、追加するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書60ページをごらんいただきたいと存じます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、歳入の保険料増額分を追加するものでございます。

続きまして、第24号議案平成26年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書63ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,875万5,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ16億6,969万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、補正予算説明書70ページをごらんいただきたいと存じます。

介護給付費準備基金繰入金を減額し、全体を調整いたしました。

歳出につきましては、補正予算説明書72ページをごらんいただきたいと存じます。

総務費におきまして、介護報酬の改定や介護保険制度改正に対応するためのシステム改修委託料を追加し、保険給付費におきましては、事業費精査により居宅介護サービス等給付費をはじめとした各給付費を調整するものであります。諸支出金におきましては、国庫支出金等過年度分を返還する必要があるため、追加をするものです。

続きまして、第25号議案平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書77ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,500万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ1億8,975万4,000円とするものであります。

80ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条地方債の補正につきましては、第2表のとおり、幸田駅前土地区画整理事業の起債の限度額を2,600万円に減額するものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書84ページをごらんいただきたいと存じます。

補助対象事業費の減額によりまして、国庫支出金、県支出金及び町債を減額することとし、また、一般会計からの繰入金を減額し全体を調整するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書86ページをごらんいただきたいと存じます。

土地区画整理費におきましては、事業費等精査により水道施設整備負担金の増額、工事請負費、物件移転等補償金について減額をするものであります。

続きまして、第26号議案平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

補正予算書89ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ600万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億7,923万6,000円とするものでございます。

続きまして、92ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条債務負担行為の補正につきましては、公営企業会計移行業務に要する経費、平成27年度から平成28年度までの限度額1,730万円を、法適化見送りにより全額減額するものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書96ページをごらんいただきたいと存じます。

一般会計からの繰入金を減額し、財源の調整をいたしました。

歳出につきましては、補正予算説明書98ページをごらんいただきたいと存じます。

集落排水管理費におきましては、消費税の確定による公課費の減額と、事業精査による委託費の減額をするものでございます。

続きまして、第27号議案平成26年度幸田町下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

補正予算書101ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,556万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ7億4,387万5,000円とするものであります。

104ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条債務負担行為の補正につきましては、公営企業会計移行業務に要する経費、平成27年度から平成28年度までの限度額2,600万円を、法適化見送りにより全額減額するものであります。

第3条地方債の補正につきましては、第3表のとおり、国庫補助事業費の減額、また流域下水道事業負担金の減額により起債の限度額を580万円減額し、6,320万円とするものでございます。

歳入につきましては、補正予算説明書108ページをごらんいただきたいと存じます。

接続者増加により下水道事業受益者負担金と下水道使用料を追加し、交付額の確定により社会資本整備総合交付金を減額いたします。

事業費の減少に伴い公共下水道事業債の減額と、建設負担金の決算見込みにより流域下水道債を減額し、一般会計からの繰入金の減額により全体を調整いたしました。

歳出につきましては、補正予算説明書110ページをごらんいただきたいと存じます。

下水道管理費におきまして、消費税の確定により公課費を減額し、事業精査により汚水処理費負担金を減額するものであります。

下水道建設事業費におきまして、事業精査により公共下水道事業の委託料、蒲郡市処理場建設負担金、物件移転等補償費をそれぞれ減額するものであります。

矢作川流域下水道事業におきましては、負担金の決算見込みにより建設事業費負担金を減額するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、可決承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第1号議案 幸田町監査委員の選任について質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 定例会に提出をされる議案につきましては、事前に開かれる議会運営会並びに議案説明会というのが開かれます。少なくとも議案説明会には提出されるべき議案が整っていなければならないわけです。この第1号議案については、本日、内容が明らかにされたということですよ。そうするとき、2月25日に議案説明会がございました。説明に立った副町長は、人選が整い次第資料の提出をいたしますと当たり前のことを当たり前に言うだけであって、議案説明会にまだ整っておりませんと。整ったのはきょう、それも事前に配付じゃなくて、きょう机の上に配付をされた。こういう議案の提出の仕方について、まず町長はどういうふうにお考えになるのか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 人事案件につきましては従来からの流れもございますけれども、時によっては議案説明会に十分間に合うような方策も今後検討してまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、時によってはというのは選択の幅が極めて曖昧であるし、幅が広いと。少なくとも議案の関係、1号議案も議案、もう少しわかりやすくいえば人事案件も議案ですよ。こここのところ大半が人事案件にかかわるものについては、その人物については特定されないと。そして、当日議会に提出をされて即決をする、こういうあしき取行が残っているわけです。あなたの言われたような形で時によってはということになりますと、これも選択の中の1つの問題ということですが、原則、基本的にこれから人事案件にかかわるものについてはどういうふうにして臨まれるのかと。議会に対して説明責任というのは必ずついて回る。その説明責任の関係で事前に議案説明会が開かれる。議案説明会が開かれれば、そこで矢面に立つのは副町長だね。副町長は、今

回の関係でも先ほど申し上げたとおり、整い次第やりますよと。そんなの当たり前のことなんだ。ということになりますと、じゃあ、提出者たる町長がこの人事案件に対して、議案説明会に対する対応をどうされるのか。人事案件についてですよ。お答えいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員のおっしゃることもそのような状況でございましたので、先ほど申し上げたのは、すべからくと言ったのは、例えば前回も私どもは副町長の昇格とかというような人事案件にもなりますと、役場の職員のいろんな内部の乱れとかいろいろそういうものが発生する場合については、慎重に扱うというふうに思っております。ですから、過去の慣例から人事案件についてはそのような形で参っておりますけれども、今後におきましてはよく精査して、開かれた形にしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局なぜ人事案件だと、言い方が悪いかもですが、なぜビビるのか。少なくとも議案という形で議会に提出をされる、その提出者は確たる信念、これがあって当たり前ですよ。確たる信念が議案説明会という場に明らかにされないと。そうすると、議会のほうも大概大概だなというふうに思うわけ、私を含めてですよ。人事案件だから、人事案件だからという形で当日待ちで、さらに即決だと。過去の事例からいけば、こんなことなんか許されなかったです。私の記憶でいけば、大浦町長の前半の段階までは全部事前に資料が整えられて議会に提出をされる。そして、本会議の質疑を通して、さらに委員会に付託をされて必要にして十分な審議をする。こういうルールがあったし、それが保障をされてまいりました。それがいつの間にか、人事案件だからという形で委員会付託をされて、委員会の審議がないがしろにされてやめられる。それでも、なおかつ事前に議案説明会というのはその当時から開かれるようになりましたけれども、議案説明会のときには人事案件は全部内容が明らかにされてきた。それが、いつの間にかまあまあとって、言ってみればなれ合い構造ですわ。当局と議会の顔面をまあまあまあという形で、人事案件とは当日提案されて即決してしかるべきというもの、これがあしき敢行として残ってきている。これは今回の内容を含めて、私は全面的にきちんと改めるべきだと。その人を選ぶ、その人を選んだときに、その人が今どういう状況にあるのかという点で、これを明らかにするとちょっといろんな問題がということになると。そうしたときにまあまあまあというのが、それがなれ合いだと。少なくとも提出者が議会に対してきちんと説明責任を果たして、胸を張ってこの人が現在こういう職についている、あるいはこういう立場にあるけれども私はこうなんだというものが、少なくとも議案説明会の場になぜ出されないのかという疑問点について、これは私が申し上げたようにあしき敢行だと。ですから、これは町長の腹一つです、町長の思い一つです。私は改めていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど申し上げましたように、改めるというよりも皆さんに事前に公表できるような体制で持っていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） ないようです。以上で、第1号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第20号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第6号）の質疑を許します。

7番、池田君。

○7番（池田久男君） 第20号議案について、歳入でございます。65款財産収入、15項の10目土地売払金でございます。説明では芦谷蒲郡線の県道だよということをお聞きしましたが、10ページ、11ページですか、売払金1,252万8,000円でございます。これは今までどういう土地であったかということと、場所と面積をお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 今回売払収入を新規で計上させていただきました土地につきましては、幸田駅前の旧の商工会跡地でございます。所在につきましては、幸田町大字芦谷字大西8番地の2の一部、道路に接した部分の県道拡幅部分でございます。面積につきましては120.58平米で、拡幅部分の面積でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 旧の商工会の跡地で県道の拡幅工事ということで120.58平米、これは今後どういう土地利用にされるのか、最後にお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） ただいま質問のございましたこの土地につきましては、県道芦谷蒲郡線の街路事業の用地に使われるということで、この街路事業が今幸田の駅前から248に向かう交差点の1つ目まで425メートルが利用認可されておまして、その一環としてこの用地を買収しておるという状況でございます。

以上でございます。

○町長（大須賀一誠君） 7番、池田君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、毎回毎回申し上げてらちが明かんですが、明かんですけれどもこの問題はきちんとしていきたいということで、この予算については副町長が議案説明会のときに説明をされてということですが、私はその説明会ということにはなっていないと、朗読会だということは何回も指摘をしてきました。そういうことの繰り返しの中で、私は改めて副町長にその見解どういう思いなのかということをお尋ねするものですが、そもそも説明とはどういう意味を持つものか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 補正予算議案説明会において、私の説明が不足しているというお話だったとは思いますが。特に補正予算関係につきましては、新規の項目だとか特に新しい言葉だとか、そういったことについては補足的に説明を強めているわけではござい

すけれども、全体の答弁時間、説明時間等もございます。そういった調整の中で私のような答弁になったということで、あくまでも補正予算の説明に当たっては、初めて議員の皆様方に触れる議案の内容につきましては極力わかりやすいような説明には心がけてはいるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもすれ違いがあるようですが、私が求めたのはそもそも説明という内容はどういう意味を持ちますか、こういうことですよ。ものの辞書によりますと、事柄の内容や意味をよくわかるように明らかにすることなんだよと、こういうことなんです、説明とは。じゃあ、朗読とは何なのかと。これもものの辞書によりますと、声高く読み上げることと。声高く読み上げているのが幸田町の説明会の実態だと、こういうふうと思うわけですよ。そうしたときに今後どうするのかといたら、今後は御趣旨を足すか足さへんかは知らんけど、説明になるようにという形でいくだらうなというふうに思います。そうしたことも含めて、こういうやりとりをされていてもらちが明かん。要は先ほど申し上げたように、説明とは事柄の内容や意味をよくわかるように明らかにすることなんです。朗読とは声高く読み上げる、そういう今の実態から脱却していただく、こういうことを申し上げて次に移ります。

この補正予算書と当初予算との乖離でいきますと、財政調整これが10億7,771万円、当初予算で歳入に組み込まれていると。そして、この3月補正では8,057万円、つまり10億円余りはどっか行っちゃうと。どっか行っちゃったということよりも当初予算で財政が厳しい、財政が厳しいと、じゃによって財政調整基金を取り崩して歳入歳出のバランスをとりましたと、こういうのがあなた方の説明。だけど、実態は10億を超えるものが取り崩さずに財調に残っているという点からいきますと、財源把握を的確にされたのかどうなのかということ。

もう一つは、これは意図的であつたらうなというふうには思うわけですが、9月の補正で法人町民税が7億6,000万円余り補正を追加されたという点からいってね、要は私が申し上げたいのは、財政が厳しいよという言葉を使うために財調を取り崩す。そして、財源把握が的確じゃなかった法人町民税については予定納税がありましたと。こういう形の中で、その年度年度のみんな言い方は違いますけれども、当初予算で組み入れた財政調整基金が年度末にはその姿の1割が2割が残っていれば上でき。言うことを返せば、財源把握ともう一つは財源隠しというものが指摘できると思いますが、どういうふうにお考えなのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今年度の最後の3月の補正におきまして、これまでの財政調整基金の繰り入れの経過も含めてということだと思っておりますけれども、おっしゃるとおり9月の補正時におきましては、法人のほうで7億6,600万円を積み戻しというような形の収入の増ということによりまして、現行8,057万円まで最終的には繰り入れの予算額は減少してきたところでありまして、財調を取り入れなければ当初予算、次年度の27年度予算もそうですが、11億円取り崩しをさせていただかなければ年間予算が見込めないという状況につきましては、これは26年の当初にもありました。適

正に総計予算として歳入を見込めるものは見込むという思いでスタートもしておりましたし、途中で予定納税というような、これまで回数的にはそんなになかったようなことも含めまして26年にはあったということによりまして、こうしたことで厳しいという状況を考えておりましたけれども、9月の折にはそうした状況も含めての年間のこうした予算の最終形態になってきたということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結果的にはそういう形の中で当初予算厳しいよと、年度途中で予期せぬことがありまして財源の確保ができました、したがって財調は取り崩さずにとという流れの中で、その年度年度の特徴的なことが今回もあらわれてきているよということですよ。そういう一方で、今年度の関係でここに財源隠しがあるというのがね。過年度のデータからいって明らかな問題があります。これは後ほど申し上げます。

次に、農業振興費の関係で、経営体の事業補助金が600万円減だということですが、これは採択をされなかった。事業が採択されなかったから減額だよということですが、少なくとも予算を組んでいく段階で関係部署や関係省庁との調整もされて、600万ですよ。事業採択の見通しを立てて予算を組んだというのが私どもの見方ですよ。そうしたときに、結果として600万円あかんかったわ、補助金があかんかったがや、採択しなかったわというのは出たところ勝負じゃないかということになりますが、そこら辺はどういうふうにお考えか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 経済育成支援事業補助金につきましては、まず事業でございますけれども、農家を対象に集落営農ですとか新規就農者、地域の中心となる経営体、この方たちに融資を活用していただき、農業機械等を導入し経営改善、発展に取り組むための事業でございます。当初予算化した段階ですけれども、当初予算の前段で愛知県のほうとは事前調整を行っております。その段階では可ということで御返事をいただきましたものですから予算計上をさせていただいたわけでありまして、その後いわゆる全県的な調整、実はこれにつきましてはそれぞれの営農体にポイント制で点数をつけまして順位をつけて、いわゆる上から予算の範囲内で補助対象とするというような制度がございます。そのため若干ポイントが少なかったということで採択には至らなかったわけですけれども、以上のいわゆる上の方たちがいつ手を下げるかですとか、そのようないろんな条件もございましたものですから、最後の最後までちょっと採択の可能性に望みを託し、本日提案に至ってしまったということでございます。事前に事業採択への可否については相談をさせていただきまして、その結果としましては全県的な状況によりこのような状況に至ったということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、幸田町はちょっと遠慮したのか人がいいのかよくわからないなというふうな。結局、点数制になって幸田町の出した内容の点数が少なかったと、ほかのほうがたくさん取りましたよということでいきますと、私流に解釈すればぶっかけてやったほうが勝ちかということになるんですよ。ですから、こうした事業の関係で県と事前調整をして県もいいよと言ったけれども、ほかのほうから後発部隊が

だつと出てきてぶっかけをやったから、幸田町がそのぶっかけの被害に遭って事業採択をもらえませんでしたと。こういうことになりますと、力量の問題にもなる。そこら辺はどういうふうにお考えなのかということがございます。

次に、土木費の関係ですが、道路新設改良物件移転補償の関係が2,000万円減ですよ。特に物件補償ということですが、道路新設改良という点でいきますと、地域住民の要望は非常に高いという中で物件補償、これも物件補償ですから相手のある用地取得ということとは若干性格的にも違うだろうと。こうしたときに2,000万円の減という形の中でどう対応されてきたのかということと、この2,000万円減が今後どういうふうに関係されていくのか、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 先ほどのぶっかけというお話でございますけれども、このポイントにつきましてはいわゆる経営面積の拡大ですとか耕作放棄地の解消、あるいは6次産業化への取り組みということが大きなポイントとなってきます。確かに経営面積の拡大につきましては、幸田は9農業法人が主なものでございますけれども、米作につきましては主なものですがなかなかそこら辺が難しい。あるいは、耕作放棄地の解消につきましては、これは水田におきましては農業委員会の統計ではなしというような状況。あるいは、6次産業化こちらはちょっと、確かに議員がおっしゃるとおり取り組みがまだまだというところがございますので、そこら辺については注力をしていきたいというふうに考えております。いずれにしろなかなか大規模化、耕作放棄地とか、いろんな本町につきましてはちょっとポイントとなりにくい部分が主なところということでございますので、御理解をいただきたいというふうに考えます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 道路の関係でございますけれども、これにつきましては街路の野場横落線の事業費でございますけれども、この野場横落線は現在県道の幸田石井線から岩堀に向かって事業を行っております、180メートル区間を今整備事業中でございます。その中で用地買収を平成3年ごろから進めておりまして、昨年度も行いながら今年度行っていたんですけれども、1件境界問題という関係で買収には至らなかった。建物移転補償もございますので至らなかったということの減額でございますが、そもそもこの野場横落線の事業費でございますが、社会資本整備総合交付金を受けて事業を行っているものでございますが、実は今年度は用地と工事を含めて3,000万ほどの事業を取り組む予定でございました。しかし、国の内示としましては半分の1,500万しかついていないという状況でございました。そういう面ではこの1,500万は工事費のほうで今この規定の予算の中で、工事費のほうでこの事業を賄いながら、補償費については今回減額をし、また国の補助採択からもこれは入っておりませんという形で組みかえまして、実際には用地買収については補償費を含めて今年度は補正で減額をします。今後の予定としましては、この補償につきまして来年度以降の社会資本整備総合交付金の補助金を受けて補償を行っていきたいというふうに考えておりますので、このような財源を確保した上で補償に取り組みたいというふうな考え方から今年度は見送り、来年度以降に取り組みたいというふうな考え方でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に、先ほどもちょっと触れましたが、補正予算書の24ページになるかと思います。

この関係で町長は、この人件費の1億からの削減というのは人事異動によるものですよと、こういう内容でありました。そうしますと、先ほど申し上げたように、じゃあ過去の関係の毎年度大体3月の補正予算で給与費明細書というのが出されますよね。そこで減額要因になった、それは人事異動によるものですよと、こういう説明ですよ。そうしますと、過去というのは私は調べたのは、23、24、25、そしてこれが26、4年間どういう推移をたどっているのか。3月補正で出てきた給与費の明細の関係、明細というよりも減額ですよ。人件費減額がどういう推移できたのか説明・答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 過去の経緯かということでございます。一般会計のみでございますけれども、23年度が3,900万、24年度が3,000万、25年度が6,700万、今回が9,450万というような形で推移をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 給与費の関係もそうですが、いわゆる突っ込みでここ出てくるね。24ページで出てくる給与費の明細の関係をトータルでいきますと、この補正予算でいけば1億1,000万円、25年度はあなたが言われたように6,700万、24年度が3,120万、23年度が4,100万円だと。こういう数字の中で26年度が極めて高い。人事異動ですよ、人事異動でどんな異動をしたのかと。過去の事例も全部人事異動によるものですよということを言われながらも、一番多い額でいけば25年度の6,700万円だと。あるいは、一番少ないのが24年度で3,120万円、今回は1億1,000万円と。2倍、3倍という金額の給与費の減といきますと、結果的にそうなったということだけでは説明がつかないですよ。これはどういう形で、こういう人事の関係、いわゆる人事というのは給与の関係を通し予算で見込んで、そして年度末にまた、ドンピシャというわけにはいかないでしょ、そこら辺はわかります。しかし、人事異動だと。人事異動に伴うものが今回1億1,000万円もの給与費減だよといったときに、素直にああそうでございますかということになるかどうか。過去の事例からいってそれだけ大幅な人事異動したのかという問題が出てきますよね。ここら辺はどういうふうにお考えなのか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 過去におきましても人事異動ということで説明をさせていただいております。当然各課の中でそれぞれ当初見込んだ職員がかわったということで、それに伴って増減が当然発生をしてるというのもまた事実でありますけれども、相対的に見まして今回の9,452万5,000円の補正が発生したという、2点ほどあるわけですよ。まず、第1点目は年度途中の退職者が1名いたということと、2点目につきましては育児休業者が13名いたということでございます。昨年は12名でありますけれども、ことしは1名ふえている内容であります。また、昨年は当初から育児休業を

とられた方が5名であったわけですが、26年は9名と昨年に比べて4名増加をしております。途中からは2名の方が育児休業をとられているという内容でございます。そういう関係で給料、共済費等についてはふえておりますし、職員手当につきましては町長選挙が無投票になったことに伴いまして時間外手当543万5,000円が減額をされているのが主な内容でございます。共済費につきましても退職者特別負担金の額と人数が確定したことに伴う減額と、先ほど言いました育児休業の取得者が増加したことの関係で減額になっております。理由につきましては以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結果はそうであったよって言ったときに、じゃあ、あなた方自身が当初の段階でどういうふうに見込んでくるのかという点では、見込みは難しいことは事実です。しかし、過去の事例から含めて今回トータルで1億1,000万円。それは特別職の案件も入っているわけだからね。一般職でいけば9,450万円だということですが、それにしても過去のこの給与明細の関係からいっても異常に高額だと、多過ぎるという点からいくと、私はここにも財源隠しをする正当性というものが隠されているのではないかと。過去の事例からいって、せいぜい3,000万から5,000万、6,000万程度だと。それが今回は特別職も含めていくなれば1億、これは財源隠しですよという指摘が成り立つのではないですか。そこら辺は人事管理上の問題も含めて、人事管理上の問題で本人がやめるといえばそれはしょうがないじゃないかということにはなるでしょう。なるでしょうけれども、やっぱりこういう点で年度末の精算の中でこれだけの金額が人事異動に伴うものですよという形で1億絡みの財源が、その財源というのはみんな町税ですよ。というものが出てくるという点でいきますと、先ほどの財調との関連も含めて財政が厳しい、厳しいと言いながら、財調が年度末には2割、3割に縮減をされる。その一方で、人事にかかわる給与明細が1億近く財源が生み出されるという。じゃあ、どういうことなの。それは財政管理の問題、人事管理の問題、そして幸田町全体の問題にも波及する、私はそう思うわけですが、いかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 人件費の関係でございますけれども、当初それぞれ厳密に見込まさせていただいたわけですが、退職手当の特別負担金とかそういうものは直近にならないとわからない部分もありますし、先ほど言ったような内容で不確実な部分もありますけれども、やはり今後とも一層適正な積算に努めて、少しでも金額のほうの補正が少なくなるような形で努めていきたいというふうに考えております。

○副町長（成瀬 敦君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ここで10分間休憩とします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

第20号議案についての質疑はございませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 歳出の民生費の関係でお伺いをいたします。

障がい児通所給付費についてでありますけれども、20人が30人にふえたということとあります。当初どういう見込みを立てておられたのか、その点について説明がいただきたいというふうに思います。

次に、これは歳入であります、第3子の県の保育料無料化の補助金でありますけれども、この対象人数とその後の県の動向についての説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 障がい児の通所にかかわります給付の関係で、めばえであるとか若葉の通所者の関係で、当初の関係では20名ということで、その当時の入所して見えた方プラス数名ということで実は見込んで20名ということの積算をし、現実的にはそれよりもふえ30名近い方が通所となったということで今回補正をお願いするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 第3子無料化の対象人数ということでございます。2月の末の状態でございますけれども、対象41名でございます。この制度の今後の方向性ということでございますけれども、明確な県の表示はないわけでございますけれども、県のほうの担当部局ではこの制度については今縮小の形で制度を進めておりますけれども、継続するであろうという見込みの情報が入っております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通所施設への給付費でありますけれども、これは当初に一応いろんな保護者からの要望等にかかわって見込みを立てるわけでありまして、それが1.5倍にふえるということは何かということとありますが、その点について、やはりこれから今度こども発達センターも建設をされながら、そして幸田の子どもたちが通うわけでありまして、そうした点におきましては、利用するといましては充実を求めていくわけでありまして、しかしながらこの見込みをやはり立てられないとなると、これからの建設にかかわっても岡崎市との調整というものもいろいろ出てくるかというふうに思いますが、その点についてやはりきちんと見込むべきではなかろうかなというふうに思うわけでありまして、そうした点で答弁をいただきたいということとあります。

それから、第3子の保育料の無料化であります、県は当初2分の1に減少をし、そしてやめるといった方向であったわけでありまして、それが今の答弁でありますと継続をするという方向であります、こういった点で継続をしていくということで、その内容等についてつかんでおられたら答弁がいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 子どもさんの発達障害の関係の判定といえますか、基本的に検診等でそういった支援等も含め見つけたり、またさらには医師の方たちの御意見も伺いながら、子どもさんのそういった発達支援をするためにそういう施設を利用させていただくための後押しをするというか、まずそういった施設で子どもさんの障害に応じた対応ができるような形でやっていくということで、なかなか当初に全ての方たちを見込む

というのは非常に難しい。当然新しく検診で見つかるというケースも中にはあるかもしれませんが、そういった方たちの中の子どもさんを適切に見込んでいきたいとは思っていますけれども、現実的にはなかなか難しいと。おおよその見込みで当初は当然計画をしていきたいということは思っています。

それと、今後のこども発達センターの関係につきましては、今岡崎市さんもそうですが、今後その中でさらにまたそういったいわゆる診断といいますか、通し的な見解を持った診断が多分されるような形になってくると思いますけれども、こども発達センターでのそういった対応についてはまたこれから期待をしながら、我々も子どもさんのそういった発達支援については後押しをしていきたいという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 制度の継続ということで、予定では26年度で県の補助制度が廃止という方向性が出されておりました。その制度の内容といたしましては第2から第6階層までは3歳未満児は無料ということでございますけれども、第7、第8階層については一番目入所が例えば3歳未満児であった場合に、従前ですと無料だったわけですが半額が補助の対象になります。それから、第9、第10階層については対象外という形でこの26年度は補助がされております。

今後の制度の内容としては、県のほうから明確な明示はないわけでございますけれども、私どもとしてはこの制度の形で継続されていくのではないのかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） ないようでございます。以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第22号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第23号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 以上で、第23号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第24号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第25号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第26号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番(丸山千代子君) これは第26号議案とも関係するわけでありまして、公営企業会計移行業務に要する経費というのが債務負担行為で補正をされておりまして、見送りをするという内容でございました。このことについて説明がいただきたい。

○議長(大嶽 弘君) 建設部長。

○建設部長(近藤 学君) 今回の債務負担行為の補正についてということでございますけれども、昨年度の26年の3月時点では地方公営企業法の適用による30年度までに義務化が予想されたということで、26年度から28年度までに予算に企業会計移行検討業務を予算計上させていただきながら債務負担行為を起こしたわけでございますけれども、しかし公営企業法の適用に関する研究会というのが平成25年からとり行っておりまして、その結果が法改正までの結論に至らず、結果的には任意の適用のままというふうなことになったということで、そういったことから26年度、今年度につきましてはその業務の執行を見合わせ、また、さらにこれにあわせて27年度から28年度の債務負担行為を見送るとするか補正をし、全額減額をするというふうな考え方でございます。

なお、この昨年度の中で6月24日に「経済財政運営と改革の基本方針2014」というものが総務省から出されておりましたが、こういった中で企業会計の適用を促進するというふうな閣議決定はされております。そういった中で拡大に向けた総務省からの労働マップ、いわゆるスケジュールが8月29日に出されております。そういった中では人口3万人未満のところは見送る部分がございますけれども、3万人以上の団体については労働マップに従って、なるべく移行をしていくようにというふうな要請がされているという状況でございます。したがって、今回は見送りながら来年度、再来年度こういった中で検討しながら、一つの今回の労働マップのスケジュールとしては32年度までに移行を要請されているというような状況でございますので、まだ5年ほどございますので、そういった中で移行の近隣の状況を見ながら検討をしていきたいというふうな考えている状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 同じくこの企業会計への移行という点で言ってみれば、無理っこやりっこだと。無理っこやりっこで法を決めて、移行は義務だよと言ったけれども、関係市町村がみんなそんなことはあかんという形の中でみんなそっぽを向いたよと。そっぽを向いた中で当初は義務化だよと、義務化から任意ですよというふうに変わってきた。こうしたときに我が幸田町として今あなたが言われたような、32年度に労働マップでいけば移行を要請されるであろうと。それはあくまでも任意移行ですよというものの捉え方の答弁ですよ。ですから、義務化から任意になって、その任意はいつまでたっても任意なんですよ。ただ、それだけでは法を強行した建前からいくとまずいから頼むわという要請はされるであろうと、32年度をめどに。ただ、そうしたときにも、もともとうちの場合でいきますと集排と下水、これを企業会計にすることによって何が生まれるのかといたら、言ってみればそこに住む住民が利用しているこの施設の利用料がふえるだけだと。住民負担がふえるだけ。そして、企業会計を持ち込んだことによって会計の複雑さというものが出てくる。住民にとっては、町のこの2つの事業が見えにくくなると同時に、あわせて利用者への負担の強行、負担の増を押しつける道具にもなりかねないという点でいきますと、あなたの言われた32年度の労働マップで移行が要請されるであろうなという一つの観測はとれた。この時点でどうするかというのはなかなか、今の時点で答弁せよといっても難しいですけども、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、県は国が示す労働マップでは、32年の4月まで法制化を検討し移行をするようにというふうな要請が実は総務省からはこの1月にも出てきております。そういった面では全国の団体がこういった形で移行への動きになってくる部分がございますが、あくまでも法改正上の中では任意適用というふうな形でありますし、また移行についての内容といった面も全部適用なのか部分適用なのか、財務規定のみの適用なのか。また、公共下水道、集落排水全て適用なのか、こういったものもまだほかの市町も今検討していながら、状況的には今県下でもまだ全く見当がついていないという市町もあれば、既に取り組んでいるところもございます。そういった中で取り組んでいる状況のある程度情報を得ながら、また全国的な動きを把握しながら今回こういったもので企業会計化のほうへ進む、この辺の関係の内容を十分精査しながら来年度、再来年度の間の中で十分検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第27号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案9件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第1号議案 幸田町監査委員の選任について、原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第1号議案は、原案どおり同意されました。

次に、第20号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算(第6号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第20号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第21号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計補正予算(第2号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第21号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第22号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 2 2 号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第 2 3 号議案 平成 2 6 年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 2 3 号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第 2 4 号議案 平成 2 6 年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 2 4 号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第 2 5 号議案 平成 2 6 年度幸田町幸田駅土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 2 5 号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第 2 6 号議案 平成 2 6 年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 2 6 号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第 2 7 号議案 平成 2 6 年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 2 7 号議案は、原案どおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 4 2 分

再開 午前 1 1 時 4 6 分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、途中ではありますが、昼食休憩のため休憩いたします。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6

○議長（大嶽 弘君） 日程第6、第2号議案から第19号議案までの18件と第28号議案から第36号議案までの9件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、まず単行議案の第2号議案から第19議案までの18件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、議案書の3ページをよろしくお願いたします。

第2号議案 幸田町職員定数条例等の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

改正の概要につきましては、第1条の「幸田町職員定数条例の一部改正」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

次に、第2条の「幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」は、教育委員会の委員長の報酬の廃止及びその他字句の整理を行うものであります。

次に、第3条の「幸田町特別職報酬等審議会条例の一部改正」は、教育長が特別職となるため、議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額と同様に、教育長の給料の額を審議することにするものであります。

次に、第4条の「幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正」は、教育長が特別職となることに伴う根拠法令の整理を始め、給料を除く給与及び旅費を副町長と同様にすること、勤務時間その他の勤務条件を町長が規則で定めること、職務専念義務の免除は一般職の職員の例によるものとするものであります。

施行期日は、平成27年4月1日からでございます。

附則において第2条の委員長の報酬の廃止及び第4条の教育長が特別職になることについては、在職する委員長及び教育長は現行どおりとするものでございます。

議案関係資料は、4ページから11ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。

第3号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改定することに伴い、必要があるからでございます。

改正の概要につきましては、年間の総支給月数を変更するものではなく、期末手当の6月期の支給月数1.40月を1.475月とし、12月期の支給月数1.70月を1.625月にするものであります。

施行期日は、平成27年4月1日からでございます。

議案関係資料は、12ページから13ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。

第4号議案 幸田町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、平成27年4月1日以降に、町長が任命する教育長が特別職の職員で常勤のものとなること並びに町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、教育長が特別職の職員で常勤のものとなり、教育長の給与等が別の条例で定められていることに伴い題名を改正することとし、年間の総支給月数を変更するものではなく、期末手当の6月期の支給月数1.40月を1.475月とし、12月期の支給月数1.70月を1.625月にするものであります。

施行期日は、平成27年4月1日からでございます。

議案関係資料は、14ページから15ページでございますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。

第5号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、国家公務員の給与の改定に準じ、職員の給与を改定することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、第10条の3の改正は、管理職特別勤務手当を平日の午前0時から午前5時までに勤務した場合にも新たに支給するものです。次に第19条の2の改正は単身赴任手当を、月額2万3,000円から月額3万円に引き上げるものであります。次に第21条第2項の改正は、勤勉手当の年間の総支給月数を変更するものではなく、勤勉手当の6月期以降の支給月数の0.825月を0.750月とするものであります。

別表第1及び別表第2を国家公務員の俸給表の改正に準じ給料表を改正するものであります。

その他、字句の整理であります。

施行期日は、平成27年4月1日からでございます。

議案関係資料につきましては、16ページから32ページでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。

第6号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてでございます。

提案理由につきましては、特定工場における緑地及び環境施設面積率の緩和を図ることに伴い、必要があるからであります。

本条例の概要であります。第1条及び第2条においては、本条例の趣旨及び用語の定義について、第3条及び第4条においては、緑地及び環境施設的面積の割合の基準と運用について、第5条においては、環境保全活動の推進について、第6条においては、対象工場が複数市町にまたがる場合の扱いについて規定するものでございます。

本条例により、工場立地法の対象工場内における緑地及び環境施設面積率が緩和されることで、生産施設の建設など、生産効率向上のための敷地の有効活用が可能となります。

施行期日は、公布の日からでございます。

附則第2項では、昭和49年6月28日以前に立地している既存工場における緑地及び環境施設的面積の緩和計算を、今回の条例による新基準に読みかえるものでございます。

議案関係資料は、33ページからでございますので、御参照をお願いいたします。

議案書25ページをお願いいたします。議案関係資料につきましては、34ページから42ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

第7号議案 幸田町行政手続条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、行政手続法の一部を改正する法律の規定により、第33条第2項、第34条の2及び第34条の3の規定を加えるものでございます。

その他、字句及び引用条項の整理でございます。

まず第33条第2項の改正は、行政指導を行う際に、その根拠等の明示を義務づけるものであります。

次に、第34条の2では、行政指導を受ける者が、条例等の要件に適合しないと思慮するときは、その中止を求めることができる旨を、第34条の3においては、法令等に違反する行為があり、行政処分や指導がされていないと思われる場合に、申し出により行政指導や処分を求めることができる旨を規定するものであります。

施行期日は、平成27年4月1日からでございます。

また、幸田町税条例において、改正による引用条項の一部改正を附則において規定するものでございます。

次に、議案書の29ページをお開きいただきたいと思います。議案関係資料につきましては、43ページから46ページでございますので、あせてお願いいたします。

第8号議案 幸田町税条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、町民税及び固定資産税の減免基準の見直し並びに固定資産税に係る前納報奨金交付制度の廃止に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、第48条第1項の改正は、町民税の減免の要件に新たに第3号として「学生及び生徒」を加え、また、改正前は第2項において規定しておりました「災害要件」を第8号とし、あわせて字句及び号順について整理を行うものでございます。

次に、改正後の第48条第2項につきましては、改正前は第3項において規定しておりました減免申請の期限等について、「納期前7日までに申請しなければならない」と規定していたものを「減免の事由が発生した日以後、最初に到来する納期の末日か、または、事由が発生してから30日経過する日のいずれか遅い日までに申請しなければならない」とし、第3項において「災害その他やむを得ない事由による場合は、申請期限を延長することができる」と規定し、いずれも申請期限を延長するものでございます。

次に、第64条の「固定資産税の納期前の納付」につきまして、第2項において、前納報奨金交付について規定しておりましたが、制度廃止に伴い、削除するものであります。

次に、第65条の「固定資産税の減免」についての改正であります。第2項及び第3項において、町民税同様に申請期限を延長する改正を行うものであります。

施行期日については、個人町民税及び固定資産税の減免に関する改正については、公布の日から施行し、固定資産税の前納報奨金の交付を廃止する改正については、平成28年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしましては、「改正後の規定は、平成27年度以後の年度分の町民税及び固定資産税について適用し、平成26年度分までの町民税及び固定資産税については、なお従前の例による。」とするものでございます。

続きまして、議案書33ページをお開きいただきたいと存じます。

第9号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、必要があるからであります。

子ども・子育て支援新制度に係る事業計画等の検討については、「幸田町次世代育成支援地域協議会」を「幸田町子ども・子育て会議」と位置づけ協議検討してまいりましたが、「子ども・子育て支援法」に定められた「子ども・子育て会議」設置の努力義務を受けて、条例で定めるところにより設置するものでございます。

34ページをお願いいたします。

制定の主な概要につきましては、幸田町子ども・子育て会議の設置、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

主な内容といたしましては、第2条において、当該会議の所掌事務を、第3条及び第4条において、委員の人数・構成・任期を、第5条及び第6条において、会長にすること及び会議の成立要件等会議の運営に関すること等を規定するものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

議案関係資料につきましては、47ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、第10号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついてでございます。

議案書は35ページでございます。

提案理由といたしましては、「子ども・子育て支援法等」の施行に伴い、必要があるからでございます。

36ページをお開きいただきますようお願いします。

改正の主な概要につきましては、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行による児童福祉法の一部改正に伴う字句の整理と、保育料に関する規定を改め、附則にて「幸田町保育の実施に関する条例」を廃止し、その他字句の整理をするものでございます。

主な内容といたしましては、第1条及び第4条において「保育に欠ける児童」を「保育を必要とする児童」に改め、第7条において、私的契約児の受け入れに当たります「入所の特例」という見出しを、子ども・子育て支援法に規定する「特別利用保育」という新しい用語に改め、第8条では、実施児及び私的契約児に係る保育料に関する規定を「子ども・子育て支援法施行令」で定める額を限度として町長が規則で定める額と改めるものであります。また、第6条において、保育所に入所できる者の事由の規定が、児童福祉法第24条の改正により、条例の定めによるものから法律の定めによるものと改正されたことに伴い、改正をするものでございます。それに伴い、現在、保育所に入所できる者の事由が規定してあります「幸田町保育の実施に関する条例」をあわせて附則にて廃止をお願いするものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

議案関係資料は、48ページから50ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、第11号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の37ページでございます。お願いいたします。

提案理由といたしましては、「深溝子育て支援センター」を廃止することに伴い、必要があるからであります。

38ページをごらんいただきたいと存じますが、改正の主な概要につきましては、別表中の「深溝子育て支援センター」に関する規定を削るものであります。

主な内容といたしましては、平成19年10月に上六栗子育て支援センターが開設された後、子育て支援センターの業務としては、菱池と上六栗、2つのセンターで充足されている状況であります。平成20年4月からは深溝子育て支援センターでの実績がなく、休止状態にあることに鑑み、当該施設を条例上の位置づけから除外し、未満児の保育室として受け入れを拡大し、有効活用を図っていくものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

議案関係資料は、51、52ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の39ページをお願いいたします。

第12号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

提案理由につきましては、国民健康保険税の減免規定の見直しに伴い必要があるからでございます。

40ページをごらんいただきたいと思います。

改正の主な概要につきましては、生活保護法の規定による保護を受ける者を減免規定に加えるものであります。

施行期日につきましては、公布の日から適用区分としては改正後の規定は、平成27年度以後の年度分の保険税について適用し、平成26年度分までの保険税については、従前の例によることとしています。

なお、議案関係資料は、53ページから54ページでございますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案の書41ページをお願いしたいと思います。

第13号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

提案理由につきましては、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

42ページをお願いいたします。

改正の主な概要につきましては、引用条項の整理を行うものであります。

施行期日につきましては平成27年4月1日でございます。なお、議案関係資料は、55ページから56ページでありますので御参照ください。

次に、議案書43ページでございます。

第14号議案 幸田町介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」等の施行及び、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業の運営に必要なからであります。

44ページをごらんください。また、議案関係資料につきましては、57ページから58ページであります。「一部改正のあらまし」もあわせてごらんいただきたいと思います。

改正の主な概要につきましては、介護保険料段階を、第5期介護保険事業計画同様の11段階とし、国が保険料段階を6段階から9段階へ改めることにより、基準となる第5段階に示す対象者の所得の内容は国の基準に従い、改正前の第1段階と第2段階を統合し、かつ、改正前の第9段階を2区分に分割し、保険料率などについても改正するものであります。

また、医療介護総合確保推進法附則第14条の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の実施を先送りするため、実施の猶予に係る規定を加えるものであります。

まず、第5条では、今回の保険料率の適用期間を「平成27年度から平成29年度まで」といたします。

また、保険料率を規定する各号において、改正前第1号から9号までであったものを11号までとし、各号それぞれに定める「年額保険料額」及び「対象者」を改正し、または加えるものであります。

なお、介護保険条例の経過措置第3条及び第4条に規定する、改正前の第3段階及び第5段階における保険料段階の特例措置は、この改正によりなくなることとなります。

この年額保険料額などの改正内容を比較したものが、議案関係資料57ページ・58ページの一部改正のあらまし「4 その他介護保険料階層及び額改定比較表」であります。

次に、第8条では、医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を附則に加えるものであります。

第1項では、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、平成29年4月1日から行うものとし、また、第2項では、法第115条の45第2項第4号に掲げる「在宅医療と介護の連携推進事業」については、その円滑な実施を図るため、第3項では、法第115条の45第2項第5号に掲げる生活支援体制の整備事業については、その事業の実施に必要な準備のため、第4項では、法第115条の45第2項第6号に掲げる認知症総合支援事業については、その円滑な実施を図るために、それぞれ平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は行わず、平成30年4月1日から行うものとするを定めるものであります。

施行期日につきましては、平成27年4月1日とし、経過措置として改正後の第5条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、従前の例によることとしています。

なお、議案関係資料は、57ページから61ページでございますので、御参照いただきたいと思っております。

次に、議案書の47ページでございます。

第15号議案 幸田町いじめ防止対策委員会及び幸田町いじめ問題調査委員会条例の制定についてであります。

提案理由といたしましては、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、必要があるからであります。

48ページをごらんいただきたいと思っております。

本条例の概要であります。第1章として、第1条から第9条においては、教育委員会に「幸田町いじめ防止対策委員会」設置に係る事柄を規定するものであります。

49ページをごらんいただきたいと思っております。

また、第2章として、第10条から第13条においては、町長部局に「幸田町いじめ問題調査委員会」設置に係る事柄を規定するものであります。「幸田町いじめ防止対策委員会」は、いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなど、「重大事態」に対処するため、教育委員会の附属機関として置くものであります。

また、「幸田町いじめ問題調査委員会」は、町長の附属機関として、さらに「再調査」が必要な場合に設置されるものであります。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

なお、議案関係資料は、62ページからでございますのでよろしくお願いたします。

続きまして、議案書 5 1 ページからでありますけれども、第 1 6 号議案 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更についてであります。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、必要があるからであります。

5 2 ページをごらんいただきたいと思いますが、規約変更の概要等ではありますが、「本協議会」は、西三河の 7 市 1 町で構成しております。その規約変更については、各市町の議会の議決を必要とするものであります。主な変更は、2 点であります。

まず、第 7 条では、会長の選任について改めるものであります。

2 点目が、第 8 条において、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行される「教育委員会制度改革」により、「教育委員会の委員長が廃止」となる自治体があるため、協議会の委員である「関係市町教育委員会の委員長、教育長」を、「関係市町教育委員会の教育長および委員の代表 1 名」に改めるものであります。

なお、本町の場合は、法の附則により「現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。」という規定にて、その間は教育委員長も任期がございますので、教育委員長が廃止されるということはありません。

議案関係資料につきましては、6 3 ページでありますので御参照いただきたいと思っております。

次に、議案書 5 3 ページの第 1 7 号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、農地法第 5 2 条の 3 の規定による公表に係る農地台帳記録事項要約書の交付手数料を徴収することに伴い、必要があるためであります。

改正の主な概要につきましては、手数料を徴収する事務の種類に「農地台帳記録事項要約書の交付手数料」を加えるもので、手数料の額を 1 件 4 5 0 円とするものであります。

施行期日は、平成 2 7 年 6 月 1 日からでございます。

議案関係資料は、6 5 ページから 6 6 ページでございますので、よろしく願いいたします。

次に、議案書の 5 5 ページをお願いいたします。

第 1 8 号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正についてでございます。

提案理由は、一般職の給与の改定に準じ、職員の給与を改定することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、新たに管理職員特別勤務手当を支給することです。

その他、条項及び字句の整理をするものでございます。

施行期日は、平成 2 7 年 4 月 1 日からであります。

議案関係資料は 6 7 ページから 6 8 ページであります。よろしく願いいたします。

続きまして、議案書57ページをお願いいたします。

第19号議案 町道路線の認定についてでございます。

町道路線を認定するため、「道路法」第8条第2項の規定に基づきまして、議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、道路整備等に伴い、必要があるからであります。

認定の概要につきましては、農道の生活道路化されたことに伴う久保田石丸2号線をはじめ、大草字大正地内における新規道路整備を行う予定の大正4号線や、大草字南川後地区(8戸)、大草字丸山地区(8戸)、芦谷字後シロ地区(7戸)の住宅開発において道路が整備されたため、町道認定を行うものであります。

なお、路線名等につきましては、58ページにございますので、御参照いただきたいと思っております。

議案関係資料69ページから73ページでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上、単行議案につきましては以上でございます。

続きまして、当初予算の内容について御説明を申し上げます。

第28号議案から第36号議案までの平成27年度幸田町会計別当初予算の概要につきまして、一般会計から順次説明をさせていただきます。「平成27年度予算書および説明書」をごらんいただきたいと存じます。

始めに第28号議案、平成27年度幸田町一般会計予算についてでございます。

予算書及び説明書の13ページをお開きいただきたいと思っております。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ137億9,000万円と定めるものであります。対前年度、6億7,000万円の増で、5.1%の増でございます。

第2条地方債につきましては、18ページの第2表のとおり、消防救急無線デジタル化整備事業にて1億7,000万円を予定しております。

13ページにお戻りください。

第3条の一時借入金の最高額は、10億円と定めるものであります。

第4条では、歳出予算の流用の取り扱いについて定め、記述のとおりお願いするものであります。

まず、歳入の款の総額につきましては、21ページを御参照ください。

予算内容につきましては、26ページからをごらんいただきたいと思っております。

10款町税であります。個人町民税は、納税義務者数の増加及び給与所得の伸びなどにより前年度対比4.1%の増の24億円とし、また、法人町民税は、税制改正により平成26年10月以降開始の事業年度分から税率が下がる影響もありますが、自動車関連企業をはじめとした企業業績を見込み前年度対比4.9%の増の12億9,060万円といたしました。

固定資産税は、土地分は評価がえ及び住宅用地の据置特例の適用が廃止の税制改正により増、家屋分は区画整理地区内の新築住宅増はあるものの、評価がえによる減価の影響から減を、償却資産分は企業の状況から若干の増を見込み、総額で前年度対比0.

9%の減の41億3,996万円とし、軽自動車税につきましては、過去の実績等を踏まえ、引き続き販売好調と見込んで前年度対比2.7%増の7,650万円といたしました。

たばこ税につきましては、健康志向の高まりによる売上本数の減少を見込み、前年度対比2.1%減の2億7,900万円といたしました。

28ページをごらんいただきたいと思います。

入湯税につきましては、利用客が減少傾向であることから若干の減を見込み360万円とし、都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により対前年度400万円減の2億8,900万円とし、10款の町税全体では前年度対比1.3%増の84億7,866万円の計上といたしました。

次に、15款地方譲与税につきましては、実績を考慮し、対前年度500万円減の1億2,500万円といたしました。

20款利子割交付金につきましては、実績を考慮し、対前年度100万円減の1,500万円、21款配当割交付金につきましては、上場企業の好調な業績回復により対前年度1,400万円増の4,400万円といたしました。

30ページをごらんいただきたいと思います。

22款株式等譲渡所得割交付金につきましては、株価の上昇、株式売買の活性化により、ほぼ前年並みの700万円といたしました。23款地方消費税交付金につきましては、消費税の税率が平成26年4月から8%になったことから、対前年度2億6,000万円の大幅増の6億8,000万円といたしました。

25款ゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場利用客が減少傾向であることから、ほぼ前年並みの2,100万円とし、30款自動車取得税交付金につきましては、税制改正により、自動車取得税のエコカー減税の対象基準が見直されました。減税の内容が縮小されますことから、対前年度1,000万円増の4,200万円といたしました。

33款地方特例交付金につきましては実績を考慮し、前年度と同額の3,300万円といたしました。

35款地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込まれ科目維持といたしました。

32ページをお願いいたします。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度実績を参考に、対前年度100万円減の500万円といたしました。

45款分担金・負担金につきましては、保育所入園児増による保育料保護者負担金の増などにより前年度対比13.2%の増の2億2,364万2,000円とし、32ページから37ページの50款使用料・手数料につきましては、保育所私的契約児施設使用料の減と、一般廃棄物収集・処分手数料の増などにより、ほぼ前年度並みの2億2,009万円といたしました。

36ページをお願いいたします。

55款国庫支出金につきましては、児童手当負担金や臨時福祉給付金給付事業費補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、野場横落線整備などに対する社会資

本整備総合交付金などにより、総額で前年度対比0.6%減の10億4,793万4,000円といたしました。

次に、40ページですけれども、60款県支出金につきましては、農地費補助金として多面的機能支払交付金や、中学校への太陽光発電システム等設置に係る再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金などにより、総額で前年度対比15.0%の増の7億4,920万5,000円といたしました。

次に、46ページをお願いしたいと思いますが、65款財産収入につきましては、基金利子、財産貸付、不動産売払収入などが主なもので、総額を2,306万9,000円といたしました。

次に48ページでございます。

70款寄附金につきましては、科目維持とし、75款繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するために基金財源で補填することとしていますが、全体の財源調整として財政調整基金からの繰り入れを行い、総額で前年度対比0.2%の増の11億2,521万1,000円といたしました。

次は50ページでございますけれども、80款繰越金につきましては、前年度と同様の3億円とし、50ページから59ページにわたります85款諸収入につきましては、小中学校の給食費等が主な収入で、総額で前年度対比6.4%の増4億8,017万円といたしました。

次に58ページでございますけれども、90款町債につきましては、平成28年5月のデジタル化期限内に完了を目指します。消防救急無線デジタル化整備事業に対する1億7,000万円の借入といたしました。

以上、平成27年度一般会計当初予算の歳入についての説明でございました。

続きまして、歳出でございます。

歳出の款の総額につきましては、22ページを御参照ください。予算内容につきましては60ページからとなりますが、性質別区分に基づき、御説明を申し上げますので、別冊となっております「平成27年度当初予算概要」の5・6ページ「平成27年度一般会計予算款別・性質別一覧表」をごらんいただきたいと思います。

まず人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費につきましては、総額で、対前年度比2.4%減の62億930万6,000円となっております。その主な要因といたしましては、町民会館、図書館の建設事業債や減税補てん債の償還完了により、公債費が対前年度比15.0%減の11億86万7,000円となったことによるものであります。

普通建設費等の投資的経費につきましては、総額で11億7,295万5,000円、対前年度比42.2%の大幅な増となっております。

そのうち普通建設事業につきましては、消防救急無線デジタル化整備事業、深溝里地区外道水路整備事業、幸田中学校・南部中学校太陽光発電設備設置事業、道路新設改良事業（野場横落線、長嶺1号線等）が主なものであります。

その他の物件費・維持補修費・補助費等などの経費につきましては、総額で対前年度比8.1%増の63億7,773万9,000円となっております。物件費の主な増加要

因といたしましては、社会保障・税番号制度システム対応や基幹系業務システムの再構築等による大幅な増、維持補修費では町民会館等の修繕、また国保・介護等の特別会計への繰出金の増加によるものであります。

以上が平成27年度幸田町一般会計予算概要でございます。

続きまして、第29号議案平成27年度幸田町土地取得特別会計予算についてでございます。

予算書及び説明書は153ページからごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ2,280万1,000円と定めるものであります。対前年度比670万5,000円、22.7%の減であります。減少の主な要因といたしましては、本年度につきましては土地売り払いの予定がないため財産収入が減少したことによるものでございます。

続きまして、第30号議案平成27年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてでございます。181ページからでございます。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ36億9,075万7,000円と定めるものであります。対前年度比5億3,260万1,000円、16.9%の増であります。増加の主な要因といたしましては、保険財政共同安定化事業に係る交付金及び拠出金の増加見込みによるものでございます。

続きまして、第31号議案平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。225ページからでございます。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億1,167万2,000円と定めるものであります。対前年度比1,459万1,000円、4.9%の増であります。増加の主な要因といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込んだものでございます。

次に、第32号議案平成27年度幸田町介護保険特別会計予算についてでございます。253ページになります。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ17億4,474万6,000円と定めるものであります。対前年度比4,408万3,000円、2.6%の増でございます。増加の主な要因といたしましては、介護サービス給付費等の増加を見込んだものでございます。

続きまして、第33号議案平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算についてでございます。295ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億6,971万8,000円と定めるものでございます。対前年度比4,717万1,000円、14.6%の増であります。増加の主な要因といたしましては、県道整備に伴う工事請負費の増によるものでございます。第2条地方債につきましては、298ページの第2表のとおり幸田駅前土地区画整理事業で県道の整備費や建物などの移転補償費に9,000万円を予定いたしております。

続きまして、第34号議案平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、327ページからでございます。お願いいたします。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,858万8,000円と定めるものであります。対前年度比335万2,000円、0.9%の増であります。増加の主な要因といたしましては、管路の補修等の増によるものでございます。

続きまして、第35号議案平成27年度幸田町下水道事業特別会計予算についてでございます。359ページからでございます。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ7億5,555万7,000円と定めるものでございます。対前年度比2,387万8,000円、3.1%の減であります。減少の主な要因といたしましては、土地区画整理区域等の下水道整備工事等の減少によるものでございます。

第2条地方債につきましては、362ページの第2表のとおり、公共下水道事業で3,280万円、流域下水道事業で1,300万円を予定いたしております。

最後に、第36号議案平成27年度幸田町水道事業会計予算についてでございます。387ページをごらんいただきたいと思いますが、収益的収入につきましては、7億9,645万9,000円を計上し、収益的支出につきましては、7億2,861万円を計上し、収益的収支差引は6,784万9,000円といたしております。

次に、資本的収入につきましては、2億2,980万6,000円を計上し、資本的支出につきましては、7億1,188万5,000円といたしております。永野ポンプ場更新工事、区画整理事業関連の配水管布設工事などを推進してまいります。

資本的収支における不足分4億8,207万9,000円は、損益勘定留保資金などで補填することといたしております。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、3月4日水曜日午前9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を10分後の14時5分から第1委員会室にて開催します。委員の方は、御出席をお願いいたします。

以上であります。

大変御苦労さまでした。

これにて、散会といたします。

散会 午後 1時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年3月2日

議 長

議 員

議 員